

クラフティアグループ人権方針

クラフティアグループは、「人をいかし、人を育てる人間尊重の企業をめざします」という企業理念のもと、事業活動に関わる全ての人々の人権を尊重し、その取り組みを強力に推進するため、『クラフティアグループ人権方針』をここに定め、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、クラフティアグループの企業価値向上を目指します。

1. 基本的な考え方

クラフティアグループは、国連で採択された『ビジネスと人権に関する指導原則』を人権尊重の枠組みとして捉え、積極的に活用するとともに、『国際人権章典』、『子供の権利とビジネス原則』等の国際的な人権規範を支持、尊重し、事業活動の全ての過程において、人権尊重の責任を果たします。

2. 適用範囲

本方針は、クラフティアグループの全ての役員及び従業員に適用します。
また、取引先やビジネスパートナーの皆様にも、本方針への理解と支持を求めます。

3. 人権尊重の取り組み

(1)差別の禁止

クラフティアグループは、人種、民族、言語、信条、宗教、国籍、出身地、年齢、性別、性的指向、性自認、疾病、障がい、雇用形態の違いなどを理由とするあらゆる差別を認めません。

(2)ハラスメントの禁止

クラフティアグループは、業務、または性的、妊娠、出産、育児、介護などに関して、人権を侵害するあらゆるハラスメントを認めません。

(3)児童労働・強制労働の禁止

クラフティアグループは、児童労働、強制労働、人身売買による労働などの不当な労働慣行を認めません。

(4)労働基本権の尊重

クラフティアグループは、結社の自由、団体交渉権など、従業員の労働基本権を尊重します。

(5)適切な賃金の支払い

クラフティアグループは、最低賃金法、同一労働同一賃金の原則を遵守するとともに、法規制にて定められた最低賃金以上の賃金を支払います。

(6)働きやすい職場環境の整備

クラフティアグループは、適正な労働管理と過剰な労働時間の削減に努め、従業員が心身ともに健康で生き生きと働ける安全かつ、安心な職場環境を整備するとともにダイバーシティを推進し、心理的安全性を重視した職場づくりに取り組みます。

4. サステナビリティ推進との連動

クラフティアグループは、本方針に基づく事業活動により、サステナビリティ推進におけるマテリアリティ(重要課題)である「多様な価値観を受容し、個々の能力を最大限発揮できる環境」の実現に努めます。

5. 人権デュー・ディリジェンス

クラフティアグループは、人権デュー・ディリジェンスを継続的に実施し、事業活動が及ぼす人権への影響を特定・評価するとともに、負の影響の未然防止と軽減に努めます。

6. 是正と救済

クラフティアグループの事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こした場合、または助長した場合、速やかにその影響を把握し、是正と救済に取り組みます。

7. ステークホルダーとの対話

クラフティアグループの事業活動による人権への負の影響については、その影響を受けるステークホルダーとの対話を行います。

8. 教育・啓発

クラフティアグループは、人権尊重の責任を果たすため、全ての役員及び従業員に対し、人権尊重の理解と実践に必要な教育・啓発活動を継続的に行います。

9. 情報開示

クラフティアグループは、本方針に基づく、人権尊重に関する取り組み状況について、適宜・適切に情報を開示します。

2026 年4月1日

株式会社 クラフティア
代表取締役社長執行役員
石橋 和幸